

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する第54条第3項の規定により、三豊市から令和2年2月14日土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）笠田長池地区第2工区）の換地処分をした旨届出があった。

令和2年2月21日

香川県知事 浜 田 恵 造